

Ⅱ 仁淀川町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

第1章 前回計画の実施状況

第7期介護保険事業・高齢者福祉計画の実施状況は以下のとおりです。

1. 基本目標1 いきいきとした生活を送れる環境づくり

(1) 生活習慣病予防の推進

【取り組み】

① 総合健診の実施

○ 受診率向上のための個人、家族、地域及び事業所への働きかけを行いました。

② 健康教育・健康相談

○ 事業所単位に対する働きかけを行うことで、従業員の健康状態向上に努めました。

③ フレイル予防を実施

○ フレイル予防の広報・啓発を行いつつ、フレイルサポーターによるフレイルチェックを各地区で行い、フレイルを自分事化し住民自らがフレイル予防へ行動変容ができるよう努めました。

○ また、フレイルチェックの結果に基づき、ハイリスクアプローチや健康相談等のポピュレーションアプローチを行い健康寿命の延伸を図りました。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【取り組み】

① 介護予防事業

○ フレイルチェックにより、フレイル予防を自分事化できる仕組みが構築されました。

○ フレイルを啓発することにより、メタボからフレイル予防にシフトするよう介護予防事業の重要性に取り組みました。

(3) 健康、生きがいづくりの推進

① フレイル予防への参加

○ フレイルサポーターへの参加を促し、フレイルチェック活動が生きがいの場となり、住民にとっては、フレイルチェックは集いの場となり、健康寿命の延伸に繋がり、フレイル予防による健康長寿のまちづくりを図りました。

2. 基本目標2 安心・安全な生活を送れる環境づくり

(1) 在宅医療・介護連携の推進

【取り組み】

- 本人が望む在宅療養を少しでも叶えられよう、24 時間支援可能な訪問看護の充実が図れるよう、サービス事業所に対して急峻な仁淀川町の条件を考慮し、タイヤやオイル代金の負担を軽減できる補助金を令和3年度から新設しました。

(2) 認知症施策の推進

【取り組み】

- 令和2年度からフレイルサポーターを主に認知症カフェ、所謂「D カフェ」を設置して、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援しました。

(3) 生活支援サービスの基盤整備の推進

【取り組み】

① 生活支援サービス

- 配食サービスは、配達は原則手渡しとし、孤独感の解消や見守り、安否確認に努めています。

② 包括的支援事業

- 巡回訪問員と連携し、実態把握を充実し、支援の必要な高齢者を早期に発見し、対応します。
- 各地区のミニデイ等へ出向き、地域包括支援センターの事業について広報・啓発を行いました。
- 地域ケア会議を必要に応じて開催し、地域課題を共有しました。

③ 任意事業

- 介護用品支給事業を継続します。

(4) 高齢者の安定居住に係る施策との連携

【取り組み】

① その他の施設

- 令和元年度に認知症グループホームの移設を早急に行いました。

(5) 介護従事者確保と移住政策との連携

【取り組み】

- ヘルパー確保のため年間12万円を収入に上乗せする町独自のヘルパー確保対策事業を継続しました。
- 町内の介護サービス事業所に就労するための支援金として町独自の介護サービス人材確保対策就業支援事業(15万円(町内在住)または20万円(町外から町内に転入))を継続しました。
- 処遇改善加算Ⅰを取得する経費に対して、町が介護サービス事業所に補助する町単独の介護職員処遇改善加算取得支援事業を継続しました。
- ヘルパー確保のため介護職員初任者研修を開催しました。

(6) 安全な暮らしの確保

【取り組み】

① 防災・防火対策の充実

- 行政や福祉関係機関で協力し合い、避難行動要支援者名簿の整備等を進め、災害時等に迅速な支援が行える体制を継続しました。

② 防犯対策の充実

- 地区で行っている「ミニデイ」開催時や、警察等による「振り込め詐欺」、「悪徳商法」、「交通事故防止」のための講話を継続し、広報で啓発を行います。また、地域包括支援センターでは悪徳商法などによる売買契約のクーリングオフ手続きの支援を行いました。
- 電話機への外付け録音機器の購入助成の周知を行いました。

③ 見守り活動の推進

- 民生委員、郵便局、新聞販売所、商工会のお買い物もの宅配サービス等と連携して実施しています。

(7) 安心な暮らしの継続

【取り組み】

① 権利擁護

- 住民への周知のために、「ミニデイ」開催時等に、消費者トラブルや虐待防止、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の説明を行いました。

② 包括的な地域ケア体制の充実

- 専門職のアドバイスが必要なケースや多問題ケース等、必要に応じて地域ケア会議を開催しました。
- 定期的なケアマネジャー連絡会を行い、連携と資質の向上を図ってます。

③ 在宅安心サービスの充実及び周知

- 老人日常生活用具給付事業として、耳の聞こえが悪くなった方を対象に、老人用電話補助が開始しました。

3. 基本目標3 利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

(1) 介護保険サービスの現状

実績値と計画値を比較すると、1人当たりの給付費は加齢により介護度が上がるため毎年増えていますが、計画より下回っています。また、要介護認定数は計画より減っています。

総給付費は計画と比べ減っており、特に在宅・施設サービスは計画より4ポイント以上下回っています。

なお、居住系サービスは計画より増えています。

■第7期計画における実績■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	全期間
実 績				
第1号被保険者数	2,968	2,910	2,849	8,727
要介護（支援）認定者数	714	676	649	2,039
介護予防サービス給付費	13,241	13,991	10,699	37,931
（1）在宅サービス	366,088	356,427	361,676	1,084,190
（2）居住系サービス	135,706	140,401	174,621	450,727
（3）施設サービス	546,956	548,217	471,990	1,567,163
介護サービス給付費	1,048,749	1,045,045	1,008,287	3,102,081
総給付費	1,061,990	1,059,036	1,018,986	3,140,011
第1号被保険者数一人当たり月額給付費	123,948	130,552	130,841	128,331
計 画				
第1号被保険者数	2,934	2,884	2,834	8,652
要介護（支援）認定者数	790	797	798	2,385
介護予防サービス給付費	21,374	24,000	24,586	69,960
（1）在宅サービス	370,693	378,618	379,997	1,129,308
（2）居住系サービス	131,475	130,908	158,718	421,101
（3）施設サービス	545,118	545,362	545,362	1,635,842
介護サービス給付費	1,047,286	1,054,888	1,084,077	3,186,251
総給付費	1,068,660	1,078,888	1,108,663	3,256,211
第1号被保険者数一人当たり月額給付費	112,728	112,807	115,775	113,774
対計画比（実績値/計画値）				
第1号被保険者数	101.2%	100.9%	100.5%	100.9%
要介護（支援）認定者数	90.4%	84.8%	81.3%	85.5%
介護予防サービス見込費	61.9%	58.3%	43.5%	54.2%
（1）在宅サービス	98.8%	94.1%	95.2%	96.0%
（2）居住系サービス	103.2%	107.3%	110.0%	107.0%
（3）施設サービス	100.3%	100.5%	86.5%	95.8%
介護サービス見込費	100.1%	99.1%	93.0%	97.4%

総給付費	99.4%	98.2%	91.9%	96.4%
第1号被保険者数一人当たり月額給付費	110.0%	115.7%	113.0%	112.8%

資料：【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出。

【取り組み】

① 居宅サービス

- 居宅サービスとは、主にヘルパーサービスやデイサービスであり、現在、居宅サービス利用者は340名前後で推移しています。在宅で生活をするには、二つのサービスを併用して利用することが有効で車の両輪に例えられています。
- 地域包括支援センターを要に、各関係機関や相談機関における情報提供の充実を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めました。
- 町の広報紙やホームページ等により情報提供の充実を図りました。

② 地域密着型サービス

- 町内には、認知症グループホーム5ユニット（45人）です。
- 平成27年12月には認知症対応型通所介護事業所が新設されましたが、令和2年2月1日に利用者減のため廃止となりました。

③ 施設サービス

- 高吾北広域事務組合で設置されている介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームはあがわ荘（定数50名）、もみじ荘（定数50名）、五葉荘（定数80名）、春日荘（定数112名）の4施設があります。現在、施設介護サービス利用者数は170名前後で推移しており、多くの利用者がこの4施設を利用されています。

（2）介護保険サービスの将来推計

【取り組み】

① 相談窓口の充実と関係部署の連携強化

- 住民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図りました。

② 専門機関における相談支援の充実

- 高齢者を対象に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う地域包括支援センターの相談体制を引き続き充実させています。

③ 民間機関・施設等の相談体制の充実

- 住民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、あったかふれあいセンター事業や仁淀川町社会福祉協議会等の相談体制の充実をさせています。

④ 各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

- 相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上を図り、相談（見守り）活動を充実させています。

(3) 制度の円滑な運営のための仕組み

【取り組み】

介護保険制度の円滑な運営のためには、質の向上と介護給付の適正化を図る必要があります。そのために、介護サービスに携わる人材の養成や資質の向上、介護保険サービスに関する情報の提供や利用者からの苦情に対する相談体制の充実、介護給付の適正化に取り組んでいます。

① ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組んでいます。

② 介護予防事業の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組んでいます。

③ 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、利用者にとって適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費及び介護保険料の増大の抑制につながり、将来にわたって持続可能な制度の運営を支えるための重要な取り組みました。（実績を参考）

第2章 アンケート調査の結果

1. アンケートの実施概要（別冊参考）

本計画を策定するにあたり、町内の在宅の高齢者の状況を把握することを目的に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。別冊「仁淀川町高齢者の生活に関するアンケート調査報告書（令和2年10月）」のとおりです。

■アンケートの実施概要■

調査種類	高齢者の生活に関するアンケート調査		
対象者	・ 仁淀川町にお住まいの65歳以上の方 ・ 要支援1・2	※対象者：令和2年9月1日現在	
実施期間	令和2年9月1日（火）～令和2年9月18日（金）		
実施方法	郵送配布、郵送回収		

回収状況

配布数	回収数		有効回収率
	全体	有効	
2,081件	1,572件	1,504件	72.3%

第3章 計画の基本目標

本町においては、新たな介護保険制度に対応し、より介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者保健福祉施策と一体的に進めてきました。

第8期（本計画期間）においても、これまでの計画の基本理念を継承しつつも、地域共生の視点を取り入れ、「ともに支え合い、みんながいきいきと暮らせるまち」と定めます。この基本理念に基づき、課題を踏まえながら、高齢者はもとより、すべての住民が安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の維持・増進や介護予防を目指した各方策に重点的に取り組むとともに、介護が必要となっても状態の維持改善への方策と合わせ、在宅で自立した生活を続けることができるよう介護保険サービスの推進に努めます。また、すべての人の個性が尊重され、人としての尊厳を持って心豊かに暮らすことのできるまちを実現するため、地域全体で互いに支え合う“共生社会”によるまちづくりを目指します。

本計画は、今後、高齢者が住み慣れた地域で、様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるため、地域包括ケアシステムの深化・推進を鑑みながら、第7期と同様に介護保険事業及び高齢者福祉事業を推進していきます。

1. 基本目標

本計画で目指す基本目標を前回と同様に次のとおり設定します。

基本目標 1 いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり

日本は世界的に寿命が長く、今後においても延伸は続くと思われていますが、寿命の延伸のみならず、自立した生活ができる期間を延伸し、健康に長生きすることが重要です。

本町におけるアンケート調査では、健康状態が“よい”は7割強、一方、“よくない”は2割強となっており、社会参加については、一番参加率の高い地区会・自治会でも3割程度にとどまります。

できるだけ自立した生活を送れるよう、健康や介護予防に対する意識啓発はもとより、自主的に健康や介護予防に取り組めるフレイル予防の環境づくりを進めるとともに、フレイルサポーターへの参加などの生きがいくりの場を充実させるなど、いきいきとした生活を送れる環境づくりを目指します。

基本目標 2 安心・安全な生活を送れる環境づくり

高齢になっても、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を継続できるためには、個々の多様なニーズに対応できる体制づくり、自立を支える各種サービスの充実が求められています。

本町における令和2年末の高齢化率は54.88%で、アンケート調査では、65歳以上の夫婦2人世帯39.5%（594世帯）、高齢単身世帯30.1%（453世帯）となっており、今後においても高齢化率は一層高くなるとともに、ひとり暮らし高齢者世帯数も増加することが見込まれ、介護保険サービスだけでは対応できない生活全般への支援の重要性が高まります。

地域ケア体制を一層充実させるとともに、地域資源を最大限に活用した各種サービスの充実を図り、地域でいつまでも暮らし続けられる環境づくりを進めます。

基本目標 3 利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

要介護など認定者数の増加に伴い給付費は増加しており、今後、地域密着型サービスの整備・利用促進、地域支援事業の提供体制の拡充が必要です。

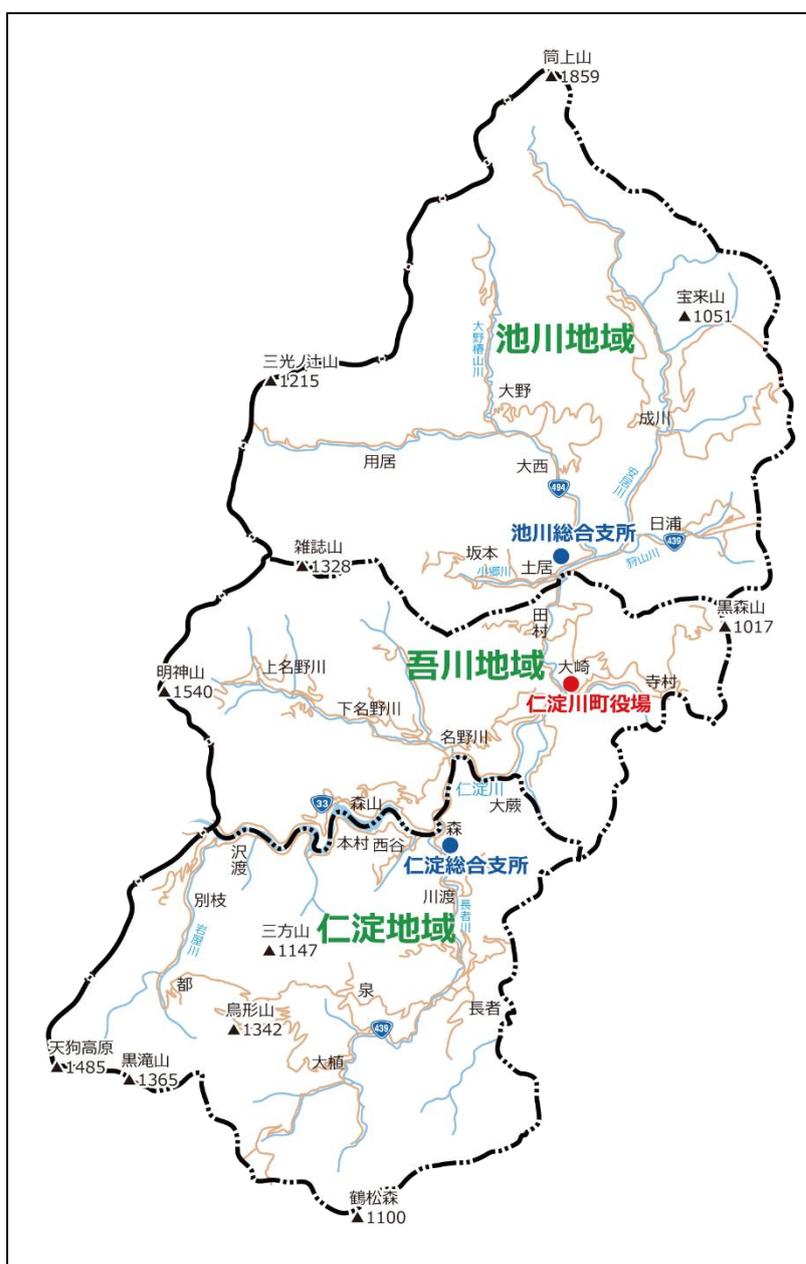
また、持続可能な制度の運営を支えるために、介護職員の処遇改善、人材確保対策の強化、給付の適正化の推進が求められています。

介護保険制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、これまでの取り組みを一層推進し、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

2. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定について、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案する必要があります。第6期計画においては、日常生活圏域を1つに設定しましたが、これまでの利用者のニーズや社会環境の変化等を再度勘案し、検討した結果、池川地域、吾川地域、仁淀地域の3つとし、介護サービスを求める一人ひとりが地理的条件や交通等の利便性を確保しつつ、各事業者が提供するサービス内容を十分に吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みを目指すものとします。

■仁淀川町における日常生活圏域の設定■



3. 施策の体系

基本目標の実現を目指した施策の体系と高知県医療計画との整合性を確保するため次のとおり設定します。

基本目標 1 : いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり

- (1) フレイル予防、生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (3) 健康、生きがいの推進

基本目標 2 : 安心・安全な生活を送れる環境づくり

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 生活支援サービスの基盤整備の推進
- (4) 高齢者の安定居住に係る施策との連携
- (5) 介護従事者確保
- (6) 安全な暮らしの確保
- (7) 安心な暮らしの継続
- (8) 高齢者虐待の防止
- (9) 災害、感染症に対する備え

基本目標 3 : 利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

- (1) 介護保険サービスの将来推計
- (2) 制度の円滑な運営のための仕組み
- (3) 保険者機能強化推進交付金の活用
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

第4章 施策の展開

1. 基本目標 1 いきいきとした生活を送れるフレイル予防の環境づくり

(1) フレイル予防、生活習慣病予防の推進

【基本方向】

生活習慣病は、不健全な生活の積み重ねによる内臓脂肪型肥満が原因となって引き起こされ、健康寿命延伸の阻害要因であるとともに、医療費にも大きな影響を与えるものです。個人が日常生活においてバランスの取れた食生活や適度な運動、禁煙などを実践することによって予防することができるものであることから、生活習慣病予防の重要性を周知・啓発し、生活習慣病の発症予防につながる行動変容をもたらす対策に向け、総合健診の実施や健康教育、健康相談、保健指導、その他高齢者の健康づくりやフレイル予防に関する事業を実施します。

【取り組み】

① 総合健診の実施

- 受診率向上のための個人、家族、地域への働きかけを行います。
- わかりやすい健診結果のお知らせや健康的な生活習慣に関する知識の普及啓発を行います。

② 健康教育・健康相談

- 個別支援重視の保健指導とフォロー体制を充実します。
- 集団に対する働きかけを行うことで、住民全体の健康状態向上に努めます。
- 特定保健指導の質を向上します。

③ 保健指導

- 生活習慣予防や重症化予防の視点での電話・面接・訪問指導を強化します。

④ その他高齢者の健康づくり

- 住民や地域、関係機関への健康課題や健康意識を啓発します。
- 関係機関や地域との健康課題の共有や課題解決に向けた連携に努めます。

⑤ フレイル予防を実施

- フレイル予防の広報・啓発を行います。
- フレイルサポーターによるフレイルチェックを各地区で行い、フレイルを自分事化し住民自らがフレイル予防へ行動変容ができるよう努めます。
- フレイルチェックの結果に基づき、ハイリスクアプローチや健康相談等のポピュレーションアプローチを行い健康寿命の延伸を図ります。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【基本方向】

要介護状態になることを予防し、また心身の機能改善に重点的に取り組むために、介護予防事業を推進するとともに、地域において、いきいきと生活できるよう、住民主体のフレイルチェックにより地域の介護予防活動などを積極的に支援します

総合事業については、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行います。

【取り組み】

① 介護予防事業

- フレイルチェックに1人でも多くの方に参加してもらえるよう周知方法や、きめ細かな支援体制を模索していきます。
- 壮年期からの介護予防事業やフレイルチェックに取り組めます。
- 地域リハビリテーション活動支援事業を利用して、地域の活動の場にリハビリ専門職を投入し介護予防や「元気回復事業」の取り組みを支援します。

② 総合事業

- 緩和した基準によるサービスの創設に取り組めます。
- 地域内の共助による活動等も織り込んだサービスの創設に取り組めます。

(3) 健康、生きがいつくりの推進

【基本方向】

今後高齢化が一層進むなかで、高齢者が自分の能力を活かし地域社会の一員として積極的に地域活動等に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながるとともに、介護予防やフレイル予防の視点からも、健康づくり、生きがいつくり、社会参加、社会貢献、就労などのフレイル予防活動を社会全体の取り組みとして積極的に行われることが必要です。そのため、住民や地域、関係機関への意識の啓発並びに関係機関や地域との課題の共有や課題解決に向けた連携、協力体制の確立のもと、フレイル予防活動の推進、地域交流・社会参加の促進を図ります。

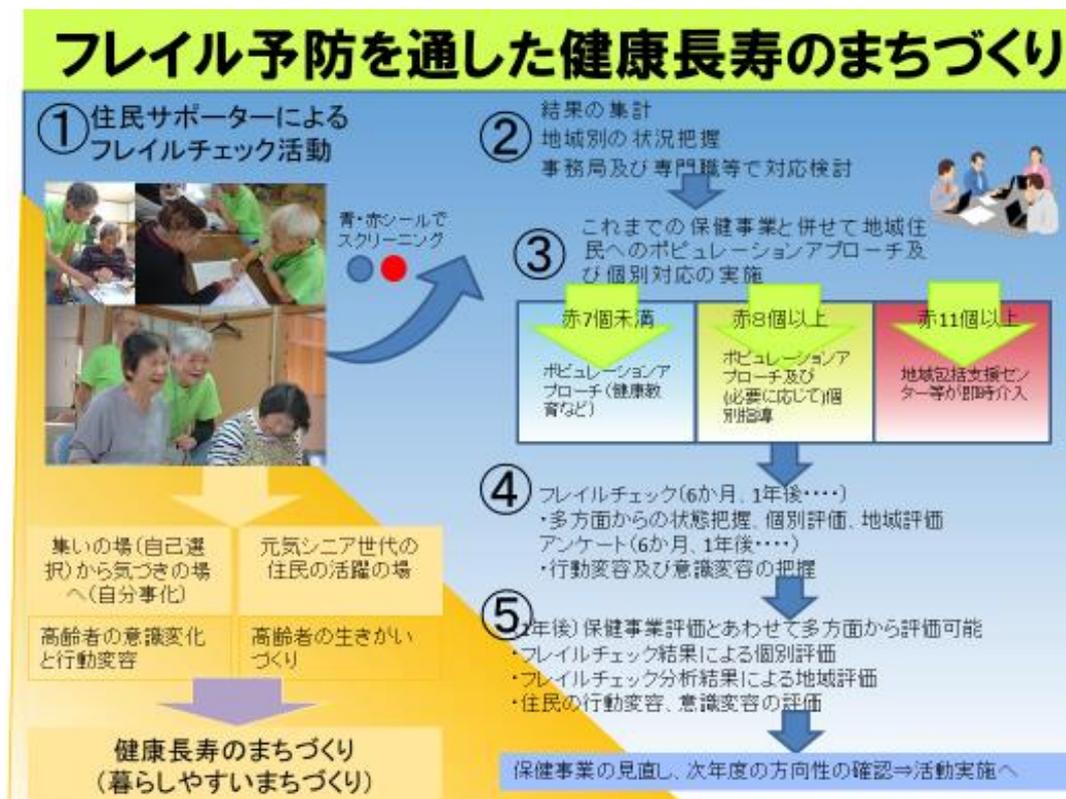
【取り組み】

① フレイル予防の推進

- 高齢者の意欲に応えるために、身近な自然や伝統文化を活用した体験など、仁淀川町の魅力を再確認する機会の提供に努めます。
- あったかふれあいセンター事業を活用して学習の成果や作品を発表する等、高齢者の自己表現の場を提供します。

② 地域交流・社会参加の促進

- 各地の集会所でミニデイサービス等を開催し、地域での集まりの場を提供することにより、閉じこもりの防止や地域における共助の促進を図ります。また、いきがいデイサービスにより外出の機会を確保するとともに、交流の場を提供します。
- 老人クラブの活動事業で、研修や地域貢献などの事業に対し補助を行い、地域との交流や社会参加の促進を図ります。
- ③ フレイル予防への参加
 - フレイルチェック活動が生きがい場になるため、フレイルサポーターへの参加を促していきます。
 - フレイルチェックに住民が参加することは集いの場となり、健康寿命の延伸に繋がります。フレイル予防による健康長寿のまちづくりを図ります。



2. 基本目標2 安心・安全な生活を送れる環境づくり

(1) 在宅医療・介護連携の推進

【基本方向】

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に向け、県や福祉保健所の支援のもと、町が中心となって地域の医師等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図っていきます。

【取り組み】

- 在宅療養を支援していくのに、最も重要な往診可能な医師及び24時間支援可能な訪問看護の充実が求められます。訪問看護の必要性があっても、利用者負担のため利用に結びついていない場合があるため、交通費等の助成を検討します。
- 介護事業所との連絡会、医療機関との連絡会を密にします。
- 入院時から退院に向けての支援を医療機関と介護サービス機関がともに関われるよう関係性を構築します。

(2) 認知症施策の推進

【基本方向】

認知症に対する町民の理解を深め、支援の輪を広げるとともに、認知症への気づきができるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、認知症の疑いのある高齢者の早期対応に努めるほか、認知症予防、重度化防止に向けた取り組みを進め、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

【取り組み】

- 早期発見の手段として相談があったケースは、必要に応じて初期集中支援事業へつなげていきます。
- 認知症サポーターの交流や研修会等を通して継続支援を行います。
- 認知症カフェを設置して、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図っていきます。
- 大崎診療所にももの忘れ外来（認知症外来）を設置し、地域のかかりつけ医との連携できる体制を構築します。

(3) 生活支援サービスの基盤整備の推進

【基本方向】

町が行う地域支援事業の一つとして開始された介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）が第6期計画において制度として拡充され地域の実情に応じ住民の多様な主体が参加し、多様なサービスが提供できるようになったことから、高齢者の在宅生活

を支えるため、フレイルサポーター、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

【取り組み】

① 生活支援サービス

- 配食サービスは、配達は原則手渡しとし、孤独感の解消や見守り、安否確認に努めます。
- 軽微な家事支援から通院介助などひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の支援ができるような仕組みづくりに努めます。

② 包括的支援事業

- 巡回訪問員と連携し、実態把握を充実し、支援の必要な高齢者を早期に発見し、対応します。
- あったかふれあいセンター事業等の各地区のサテライト等へ出向き、地域包括支援センターの事業について広報・啓発を行っていく。
- 地域ケア会議を必要に応じて開催し、地域課題を共有します。

③ 任意事業

- 「認知症サポーター養成講座」の開催及び周知を積極的に行います。
- 介護家族のつどいの内容を充実させます。
- 介護用品支給事業を継続します。

④ その他

- 「仁淀川町生活支援体制整備協議体」において、生活支援サービス等の体制整備に向け、多様な主体間の定期的な情報共有、連携の強化及び協働による資源開発等を推進します。

(4) 高齢者の安定居住に係る施策との連携

【基本方向】

地域包括ケアシステムを構築するため高齢者の安定居住についての施策が重要であることから、軽費老人ホーム等の施設整備等を行い、一人ひとりの状態像に応じた居住環境整備を進めます。

【取り組み】

① 軽費老人ホーム

- 高齢者に対する住宅施策として、町内に 30 床の軽費老人ホームの新設については、ニーズ及び社会情勢等を考慮し引き続き検討します。

② その他の施設

- 認知症グループホーム 1 ユニット（9 人）の新設について、ニーズ及び社会情勢等を考慮し引き続き検討します。
- 高吾北広域事務組合で設置されている特別養護老人ホームは 4 施設あり、多くの町民が利用している状況です。しかし、今後は、高吾北広域事務組合の構成町村である佐川町、越知町の被保険者数も仁淀川町と同様、減少が予想されるため、安定的な施設経営が重要となります。つきましては、特別養護老人ホームの定員等について、高吾北広

域事務組合と連携を強化し、情報の共有等を図ります。

(5) 介護従事者の人材確保

【基本方向】

介護従事者の人材確保は重要な課題であり、町単独の補助事業だけでなく、引き続き、町の「地域おこし協力隊」等で地域内に移住し定住を希望する若者の就労先として介護サービス事業等と連携します。

【取り組み】

- ヘルパー確保のため年間 12 万円を収入に上乗せする町独自のヘルパー確保対策事業を継続します。
- 新たに町内の介護サービス事業所に就労するための支援金として町独自の介護サービス人材確保対策就業支援事業（15 万円（町内在住）または 20 万円（町外から町内に転入））を継続します。
- 処遇改善加算 I を取得する経費に対して、町が介護サービス事業所に補助する町単独の介護職員処遇改善加算取得支援事業を継続します。
- ヘルパー確保のため介護職員初任者研修を開催します。
- 介護従事者の住宅費の補助を検討します。

(6) 安全な暮らしの確保

【基本方向】

要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加していくことが見込まれるなか、高齢者が孤立することがないように、地域で見守る体制づくりを推進するとともに、災害時の支援、感染症対策や交通安全対策を充実させます。また、ターゲットとなりやすい高齢者が「振込め詐欺」、「悪徳商法」などの被害に遭わないよう、避難などを円滑に支援できる体制づくりの構築や支援に関する施策を引き続き推進し、安全で快適に暮らすことができる環境づくりを進めます。

【取り組み】

① 防災対策の充実

- 自主防災組織の育成や地区の公共施設で防災訓練を実施するなど、要配慮者への支援対策を関係機関と連携し取り組みます。
- 行政や福祉関係機関で協力し合い、避難行動要支援者名簿の整備等を進め、災害時等に迅速な支援が行える体制を継続します。

② 感染症等の対策の実施

- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発、研修を実施します。
- 介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備します。
- 関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築します。

③ 防犯対策の充実

- 地区で行っているあったかふれあいセンター事業の「サテライト」開催時や、警察等

による「振り込め詐欺」、「悪徳商法」、「交通事故防止」のための講話を継続し、広報で啓発を行います。また、地域包括支援センターでは悪徳商法などによる売買契約のクーリングオフ手続きの支援を行います。

○ 電話機への外付け録音機器の購入助成の周知を行います。

④ 交通安全対策の充実

○ 広報での啓発や、交通安全協会による講話を継続して実施し、引き続き、高齢者や障害者の安全な通行の確保に努めます。

⑤ 見守り活動の推進

○ 民生委員、郵便局、新聞販売所、商工会のお買い物もの宅配サービス等と連携して実施します。

(7) 安心な暮らしの継続

【基本方向】

高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度利用支援などに取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域の高齢者の心身の健康の維持や保健・医療の向上、福祉の増進、その他生活の安定に資する支援等を包括的に行うため、その中核的な役割を担う地域包括支援センター等の相談体制の充実を図ります。

【取り組み】

① 権利擁護

○ 住民への周知のために、あったかふれあいセンター事業の「サテライト」開催時等に、消費者トラブルや虐待防止、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の説明を行います。

② 包括的な地域ケア体制の充実

○ 専門職のアドバイスが必要なケースや多問題ケース等、必要に応じて地域ケア会議を開催します。

○ 定期的なケアマネジャー連絡会を行い、連携と資質の向上を図っていきます。

③ 在宅安心サービスの充実及び周知

○ 在宅で安心して生活ができるよう緊急通報サービスの周知や本人だけでなく遠方の家族が安心できるよう情報通信機器等を活用したサービスを検討します。

○ 耳の聞こえが悪くなった方を対象に、着信案内ライト付き補助を継続し、広報等により周知します。

3. 基本目標3 利用者のニーズに応じ、適切なサービスが提供できる環境づくり

(1) 介護保険サービスの将来推計

【基本方向】

介護サービス基盤の整備においては、自分の身体状況・生活環境にあったサービスが適正に受けられるように、必要なサービス量を確保するよう努めます。そのためにも課題となっている介護人材の確保に向け、移住政策等と連携し介護人材の誘致に取り組みます。また、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、生活機能の向上につながるサービスの提供に努めます。

【取り組み】

- ① 相談窓口の充実と関係部署の連携強化
 - 住民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図ります。
- ② 専門機関における相談支援の充実
 - 高齢者を対象に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う地域包括支援センターの相談体制を一層充実します。
- ③ 民間機関・施設等の相談体制の充実
 - 住民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。
- ④ 各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化
 - 相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上を図り、相談（見守り）活動を充実します。
 - 相互の連携強化を図る仕組みづくりに努めます。

【認定者数の推計】

介護保険サービス量の見込みについては、これまでの利用実績や利用者数の推移、今後の認定者数、事業者からの参入希望などを踏まえて推計しています。

なお、認定者数の見込値は以下のとおりです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
要支援1	30	29	27	26	24
要支援2	72	71	70	68	60
要介護1	114	113	111	108	96
要介護2	117	117	113	110	102
要介護3	93	92	91	89	82
要介護4	110	112	111	111	99
要介護5	92	89	88	88	82
合計	628	623	611	600	545

① 介護保険事業費の見込み

【居宅サービスの見込み】

居宅サービス（介護予防サービスを含む）の各サービスの利用者数については、これまでの利用実績などを踏まえ、次のとおり見込みました。

居宅サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
訪問介護	給付費（千円）	34,098	35,339	35,119	34,293	31,334
	回数（回）	959.6	993.3	988.7	965.5	881.3
	人数（人）	75	77	76	74	67
訪問入浴介護	給付費（千円）	764	764	764	764	764
	回数（回）	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
	人数（人）	2	2	2	2	2
訪問看護	給付費（千円）	14,641	14,918	14,918	14,516	13,182
	回数（回）	218.4	223.1	223.1	217.4	197.0
	人数（人）	22	22	22	21	19
訪問リハビリ テーション	給付費（千円）	5,143	5,175	4,569	4,569	4,569
	回数（回）	153.4	154.3	136.0	136.0	136.0
	人数（人）	9	9	8	8	8
居宅療養管理 指導	給付費（千円）	5,576	5,579	5,579	5,382	4,862
	人数（人）	22	22	22	21	19
通所介護	給付費（千円）	151,236	153,171	150,847	148,226	134,301
	回数（回）	1,579.9	1,601.6	1,575.9	1,543.7	1,399.8
	人数（人）	126	125	123	120	109
通所リハビリ テーション	給付費（千円）	8,996	8,324	8,304	8,304	7,181
	回数（回）	100.0	90.6	90.4	90.4	76.4
	人数（人）	12	11	11	11	9
短期入所生活 介護	給付費（千円）	64,124	62,228	61,089	59,571	55,007
	日数（日）	716.2	702.0	688.5	667.6	613.5
	人数（人）	40	40	39	38	34
短期入所療養 介護（老健）	給付費（千円）	3,621	3,610	3,610	3,610	3,610
	日数（日）	26.9	26.8	26.8	26.8	26.8
	人数（人）	2	2	2	2	2
短期入所療養 介護（病院 等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
短期入所療養 介護（介護医療 院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	16,118	16,159	15,706	15,411	14,029
	人数（人）	129	130	126	123	112

特定福祉用具購入費	給付費（千円）	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044
	人数（人）	4	4	4	4	4
住宅改修費	給付費（千円）	1,536	1,536	1,536	1,536	1,536
	人数（人）	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	48,876	48,904	48,904	48,904	48,904
	人数（人）	7	7	7	7	7

【施設・居住系サービスの見込み】

介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数については、第6期計画期間中における利用者数の推移などにより推計しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	271,473	271,624	271,624	274,739	252,326
	人数（人）	99	99	99	100	92
介護老人保健施設	給付費（千円）	73,174	73,214	73,214	65,449	58,724
	人数（人）	22	22	22	20	18
介護医療院	給付費（千円）	220,587	210,893	210,893	127,533	118,100
	人数（人）	47	45	45	27	25
介護療養型医療施設	給付費（千円）	0	0	0		
	人数（人）	0	0	0		

【地域密着型サービスの見込み】

地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）の各サービスの利用者数については、これまでの実績と今後の施設の増加などを勘案して推計しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	37,665	37,686	37,686	36,200	33,240
	回数（回）	389.6	389.6	389.6	372.7	342.8
	人数（人）	32	32	32	30	28
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	148,390	145,326	139,297	139,297	126,972
	人数（人）	48	47	45	45	41

地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0

【介護予防サービス見込み】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	2,122	2,123	2,123	2,123	2,123
	回数（回）	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4
	人数（人）	4	4	4	4	4
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	3,427	3,000	3,000	3,000	2,571
	人数（人）	8	7	7	7	6
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	167	167	167	167	167
	日数（日）	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	2,737	2,681	2,626	2,558	2,300
	人数（人）	43	42	41	40	36
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	408	408	408	408	408
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費（千円）	822	822	822	822	822
	人数（人）	1	1	1	1	1

介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対 応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防小規模多 機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対 応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0

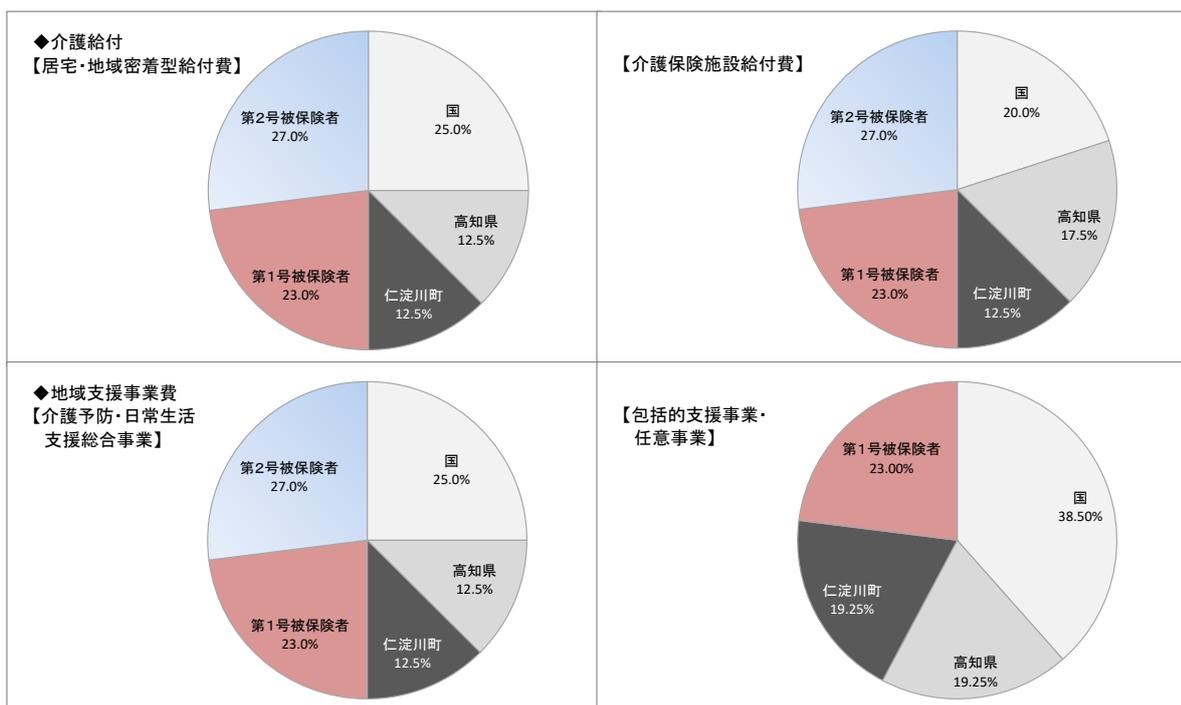
【地域支援事業費の見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	48,080,000	52,881,000	52,881,000	41,817,423	36,115,775
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	8,824,000	8,858,000	8,858,000	8,574,686	7,259,193
包括的支援事業（社会保障充実分）	833,000	839,000	839,000	483,000	483,000
地域支援事業費	57,737,000	62,578,000	62,578,000	50,875,109	43,857,968

②第1号被保険者の保険料

【保険給付費の財源】

介護保険制度における給付費の財源構成は、原則として50%を被保険者の保険料、残りの50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者がまかなうこととなります。



【介護保険料の算出】

第8期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込量などを踏まえ、介護保険料基準月額を算定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,247,536,650	1,234,300,546	1,220,773,438	3,702,610,634
総給付費	1,160,534,000	1,147,983,000	1,136,100,000	3,444,617,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	54,005,425	53,580,186	52,559,611	160,145,222
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	28,736,962	28,510,687	27,967,626	85,215,275
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,191,513	3,166,383	3,106,071	9,463,967
算定対象審査支払手数料	1,068,750	1,060,290	1,040,130	3,169,170
地域支援事業費 (B)	57,737,000	62,578,000	62,578,000	182,893,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	48,080,000	52,881,000	52,881,000	153,842,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	8,824,000	8,858,000	8,858,000	26,540,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	833,000	839,000	839,000	2,511,000
合計	1,305,273,650	1,296,878,546	1,283,351,438	3,885,503,634

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額（令和3年度～令和5年度）

第1号被保険者負担分相当額（令和3年度～令和5年度）

第1号被保険者負担分相当額	893,665,836円
＋) 調整交付金相当額(標準給付費及び介護 予防・日常生活支援総合事業費の 5.00%)	192,822,632円
－) 調整交付金見込額(3年間合計)	555,621,000円
－) 準備基金取崩額	40,600,000円
－) 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	6,000,000円
保険料収納必要額	484,267,468円
÷) 予定保険料収納率	99.80%
÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	8,133人
÷) 12か月	
基準月額保険料	5,980円

(参考)

令和12年度の介護保険料の試算では、おおよそ以下のとおりとなります。

基準月額保険料 7,375円

【所得段階別保険料額の設定】

本町では、介護保険料について、第7期計画と同様に国の標準段階区分に従った所得段階設定を行い9段階とし、各段階を次のとおり設定します。

また、第1段階の保険料率については、低所得者対策により0.5から0.45に軽減され軽減分は公費により負担されます。

■所得段階別の負担割合と保険料■

	基準所得金額	基準額に 対する割合 (軽減後)	月額(円)	年額 (円)
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人、または生活保護の受給者、または市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.30)	2,983 (2,683)	35,800 (32,200)
第2段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75 (0.50)	4,483 (2,990)	53,800 (35,800)
第3段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の人	0.75 (0.70)	4,483 (4,186)	53,800 (50,200)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	5,375	64,500
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.00	5,975 【※5,980】	71,700
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,175	86,100
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	7,767	93,200
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	8,967	107,600
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上	1.70	10,158	121,900

※年額は介護保険料基準額【月額】5,980円に12(カ月)を乗じて得た額の百円未満を切り捨てた金額である。
 年 額：5,980円(介護保険料基準額【月額】)×12(カ月)=71,760円(百円未満切り捨て)→71,700円
 本表の月額：71,700円÷12(カ月)=5,975円

(2) 制度の円滑な運営のための仕組み

【基本方向】

介護保険制度の円滑な運営のためには、質の向上と介護給付の適正化を図る必要があります。そのために、介護サービスに携わる人材の養成や資質の向上、介護保険サービスに関する情報の提供や利用者からの苦情に対する相談体制の充実、介護給付の適正化に取り組みます。

① ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

② 介護予防事業の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。

③ 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、利用者にとって適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費及び介護保険料の増大の抑制につながり、将来にわたって持続可能な制度の運営を支えるための重要な取り組みです。

本町においても要支援・要介護者の増加に伴い、介護サービスの需要量は増大しており、利用者に対する適切な介護サービスを確保することは必要です。また、50%を保険料負担としている介護給付費において、過剰な利用などの不適切な給付の削減を図るとともに、介護報酬請求の適正化などにより、制度の信頼感を高めるための取り組みを強化します。

国が示す下記の主要5事業のほか、認定審査の平準化や地域密着型サービス事業所への指導・監査などを行い、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度を構築します。

(3) 保険者機能強化推進交付金の活用

高齢化が進展し、総人口・現役世代人口が減少する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため、保険者機能を強化すべく、平成29年の法改正により、保険者が地域の課題を分析して、高齢者の自立支援、重度化防止等に取り組むことが制度化されました。

これを受けて、平成30年度には、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、予防・健康づくりに資する取組に重点化した新たな介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

こうした仕組みにより、市町村及び都道府県において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が自治体の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことが期待されます。

本町においては、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、フレイル予防活動等を通じて、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図ります。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

令和元年の健保法改正による改正後の介護保険法等により、高齢者の心身の多様な課題に対応しきめ細かな支援を行うため、各市町村は介護予防を進めるに当たり、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第二百五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施するよう努めるものとされたことに加え、市町村等において他の市町村や後期高齢者医療広域連合が保有する被保険者の介護・医療・健診情報等を授受するための規定の整備が行われました。

介護予防と高齢者保健事業の一体的実施を行うに当たっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め保健福祉課と国民健康保険担当部局である町民課が連携して具体的な取り組みを進めて参ります。

第5章 本計画の推進により目指す数値目標

計画を推進するため、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化の各項目について目標を設定し、目標の達成状況の把握・分析・評価を実施します。

計画を推進するため、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化の各項目について目標を設定し、目標の達成状況の把握・分析・評価を実施します。

■数値目標■

項目	設定目標	目標達成状況の把握・分析・評価方法
自立支援	介護度の維持改善率	・要支援1・2及び要介護1の調整済み認定率について、県平均以下を維持する。
<p>【目標に向けた取り組み】</p> <p>「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実に併せ、広報、ホームページなど多様な媒体による周知徹底を行う。</p>		
介護予防・ 重度化防止	住民主体による介護予防活動の推進	・フレイルチェックを年間500回、20地区実施 ・フレイルサポーターを年30人養成
	生きがい活動参加の推進	・要介護（支援）認定を受けていない高齢者の割合 72.5% ・グループ活動や集いへの参加率（ニーズ調査（3年後）） 上昇
<p>【目標に向けた取り組み】</p> <p>○フレイルサポーターへの参加を促し、フレイルチェック活動が生きがいの場となり、住民にとっては、フレイルチェックは集いの場となり、健康寿命の延伸に繋がり、フレイル予防による健康長寿のまちづくりを図る。</p> <p>○フレイル予防の広報・啓発を行いつつ、フレイルサポーターによるフレイルチェックを各地区で行い、フレイルを自分事化し住民自らがフレイル予防へ行動変容ができるよう努める。</p>		
介護給付 適正化	適正化主要5事業の取り組み強化（別紙）	・計画内給付（計画給付費＞給付費実績）
	居宅介護支援事業所指導監査体制の確立	・要介護（支援）認定率の維持 25%
<p>【目標に向けた取り組み】</p> <p>専門の職員のさらなる専門性を高め、これまでの取り組み体制を強化する。実地指導や集団指導により、適正にサービスが提供されるよう法令などの遵守について指導する。</p>		

■適正化主要5事業の取り組み強化■

事業名		事業内容	第8期計画目標
1 要介護認定の適正化	(1) 要介護認定調査の事後点検	・記入漏れがないか、選択項目と特記事項に整合性があるか、主治医意見書と整合性があるかを審査会に提出する前に確認する。	直営分の認定調査：100% 委託分の認定調査：100%
	(2) 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者内の合議体間の差等について分析	・二次判定での変更の傾向を把握するとともに、合議体間、県平均、全国平均と変更率を比較する。	年3回実施
2 ケアプランの点検		・書類点検については、「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、管内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員全員から1件ずつ取り寄せて実施する。	書類点検：9件
		・ヒアリングについては、「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、管内の居宅介護支援事業所から書類点検で疑義のあったプランを1件ずつ取り寄せて行う。(改善が必要なプランがあった場合は、報告書の提出を求める等再確認を行う。)	ヒアリング：3件 (再確認：100%)
3 住宅改修等の点検	(1) 住宅改修の点検	<施工前> ・写真や図面により、受給者の状態から必要な改修であるか、また、工事見積書により、一般的な改修費であるか確認する。	書類等による点検：100%
		・写真等では改修内容が分かりづらい場合、必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、適切な内容であるか確認を行う。 ・限度額を超える改修について、訪問調査を行う。	訪問調査による点検：100%
		<施工後> ・竣工写真により、改修が適切に行われたかを確認する。	書類等による確認：100%
		・竣工写真では内容の分かりづらいものについては、受給者宅を訪問し、改修の内容を確認する。 ・不適切な箇所が見つかった場合は業者に伝えるとともに、今後改修を行ううえでの参考とする。 ・高額な改修について、訪問調査を行う。	訪問調査による点検：100%
	(2) 福祉用具購入・貸与調査	<購入・貸与前> ・申請書に記載されている「必要とする理由」を確認し(ケアプランが添付されている場合はケアプランの内容)、必要性について確認する。 ・カタログ等により、該当商品が一般的な値段のものかを確認する。	書類等による点検：100%
		・受給者の状態から必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、用具の必要性を確認する。	訪問調査による点検：100%

事業名		事業内容	第7期計画目標
		<購入・貸与後> ・軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与については、訪問調査を行い、利用状況の確認を行う。	訪問調査：100%
		・購入直後、しばらく期間が経過した後に、利用状況を確認する。	訪問調査：100%
4 縦覧点検・医療情報との突合	(1) 縦覧点検	・国保連合会に点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託する。	国保連合会に委託：100%
	ア「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」	・一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。 ・事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と入所理由を確認する。	事前提出書類との突合：100% 事業者等への確認：100%
	イ「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」	・一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。 ・事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と貸与の理由を確認する。	事前提出書類との突合：100% 事業者等への確認：100%
	ウ「居宅介護支援再請求等状況一覧表」	・一覧表の内容を確認し、再請求の多い事業者を確認する。 ・記載されている内容について分からない点がある場合に事業者を確認する。	一覧表の内容確認：100% 事業者への確認100%
	(2) 医療情報との突合	・点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を、国保連合会に委託する。	国保連合会に委託：100%
5 介護給付費通知		・全受給者に対し、使用した全サービスについて通知する。	年2回送付
6 その他の取組		・適正化システムにて効果的と思われる帳票を活用し、内容の確認を行う	帳票の内容確認：100%
		・介護サービスの適正利用に関するパンフレットの作成、配布を行う。	年1回
		・介護サービスの適正利用に関する記事を広報誌に掲載する。	年1回

第6章 計画の推進

① 計画の推進体制の整備

仁淀川町総合福祉計画推進協議会において、介護保険事業の運営について協議し、計画目標の達成状況の調査分析結果の報告・評価を年1回行います。また、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、関係機関と連携します。

② 介護保険事業の進捗状況などの把握

介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況などについて、毎年度計画値との比較・検証を行うとともに、次期計画の策定に向けたニーズ調査を行うなど、計画の進捗評価を行います。

③ 住民への広報・啓発

本計画の推進に向けては、一般高齢者や要介護認定者などをはじめ、広く町民に介護・福祉サービスの種類・内容、サービス提供事業者などの情報を提供していくことが必要です。そのため、本計画策定後については、広報や町のホームページなどでの計画内容の概要紹介や目標の達成状況の評価の公表、新たな事業・制度の利用方法、申請方法などの情報提供をはじめ、各種事業を通じて、広報活動に努めます。